

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 6 月 2 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(スペイン産非加熱食肉製品)

標記については、平成22年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入時の自主検査において、下記の製造者により製造されたスペイン産非加熱食肉製品からリステリア菌が検出されたことから、同事務連絡の別添 1 の別表 3 を別紙のとおりとするので御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

#### 記

製造者名：CASALBA CASTRO ALBA, S. L.  
施設番号：10.05216/BU

#### < 違反事例 >

品 名：非加熱食肉製品(FUET IBERICO BELLOTA )  
輸入者：有限会社ヴァンフーズ  
製造者：CASALBA CASTRO ALBA, S. L. (10.05216/BU)  
届出数量及び重量：8 ケース、0.06 トン  
検査結果：リステリア菌陽性  
届出先：成田空港検疫所